

(資料8) 日本の廃棄物政策の歴史

年	出来事	内容等
1900 (明治33)	「汚物掃除法」の施行	海外との交易の活発化に伴ってコレラ、ペスト、天然痘等の伝染病がたびたび流行し、近代国家の形成に向けて、ごみの衛生的処理が必要になった。汚物掃除が市町村の義務となる。
1930 (昭和5)	「汚物掃除法」改正	衛生的に大量にごみを処理するために、ごみ焼却が義務化される。
1941 (昭和16)	「汚物掃除法」規則一部改正	ごみは、可燃、不燃、厨茶の3分類で収集するようにし、ごみの焼却義務を外す。
1954 (昭和29)	「汚物掃除法」が廃止され、「清掃法」制定	化学肥料の普及により、農村がし尿を肥料として使用しなくなったため、し尿の衛生的処理が課題となり、し尿処理施設を主目的とした整備を進めるため廃棄物処理への国庫補助を法的に裏づけた。
1955 (昭和30)	高度経済成長が始まる	廃棄物の排出量の増大、質の変化が進む (神武景気)
1964 (昭和39)	東京オリンピック	
1970 (昭和45)	「清掃法」を改定し、「廃棄物処理法」を公布	衛生的に処理するだけでなく、生活環境の保全という新たな観点が盛り込まれた。
1976 (昭和51)	「廃棄物処理法」一部改正 イタリア、セベソで化学工場の爆発によるダイオキシン汚染事故が発生	事業者の産業廃棄物の処理責任を明確化
1983 (昭和58)	愛媛大学立川教授らのグループが、一般廃棄物焼却炉の飛灰からダイオキシン類を検出	

年	出来事	内容等
1985 (昭和60)	プラザ合意により円高・ドル安が進展、バブル景気の端緒となる。古紙価格が暴落	好景気と古紙回収の停滞により、廃棄物排出量が急増
1990 (平成2)	厚生省が「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を作成	
1991 (平成3)	「資源リサイクル法」制定 「廃棄物処理法」改正	廃棄物処分場問題が深刻化し、廃棄物の減量化や再利用・リサイクルの必要性が高まり、排出抑制、再生利用を含む大型改正がなされた。又、廃棄物センタ - 制度の発足が盛り込まれた。
1995 (平成7)	「容器包装リサイクル法」制定	
1996 (平成8)	東京都、事業系一般廃棄物を全面有料化	
1997 (平成9)	「廃棄物処理法」改正 「容器包装リサイクル法」施行	廃棄物の減量・再生利用、廃棄物処理施設の設置・維持管理基準の強化、不法投棄対策等
1998 (平成10)	「家電リサイクル法」制定	
1999 (平成11)	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定	廃棄物処理法、大気汚染防止法等のダイオキシン対策を一本化。
2000 (平成12)	「循環型社会形成推進基本法」等が制定	循環型社会をめざす一連の法律
2000	「資源有効利用促進法」制定	
2000	「廃棄物処理法」改正	不法投棄対策、公共関与による施設整備の推進
2000	「建設リサイクル法」制定	
2002 (平成14)	「食品リサイクル法」制定	
2003 (平成15)	「自動車リサイクル法」制定 「廃棄物処理法」改正	不法投棄の罰則強化、不適正処理への対応強化
2004 (平成16)	「廃棄物処理法」改正	